

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい 三枚網 漁業	1	定めなし	A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C B から扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から 1400m の所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上で E から 3600m の所 E 浮島換気塔頂上 F A から E を見通した線上で浮島との交点 G 直線 BC と、川崎航路第 1 号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第 1 号灯浮標から同第 2 号灯浮標を見通した線上で、同第 2 号灯浮標から 850m の所	1月1日から 12月31日 まで ただし、操業区域のうち、点 F、A、B、G、川崎航路第 1 号灯浮標、同第 2 号灯浮標、点 H 及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4	横浜市神奈川区に漁業根拠地※を有している者	—	令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで	令和 4 年 12 月 22 日から令和 8 年 11 月 17 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

			上記 BC、CD、DE 及び FA の 4 直線並びに陸岸によって囲まれた区域	月 1 日から 12 月 31 日まで				
同上	1	同上	アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF 及び CD の 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端灯台中心点 B 横須賀市夏島町 1 番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に伸びる護岸沿い 60 メートルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に伸びる護岸沿い 7.5 メートルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角 H G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 500 メートルに位置する同護岸天端海側端 点の位置 ア G から南西方向に延びる防波護	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和 4 年 12 月 22 日から令和 8 年 11 月 17 日まで

			岸沿いにGから 383 メートルに位置する同護岸天端海側端 イ GからHを見通した線を 0 度とし, Gから右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点 ウ Aから 9 度 30 分(真方位)1,550 メートルの点 エ Aから 101 度 30 分(真方位)1,730 メートルの点 オ Bから 76 度 20.1 分(真方位)3,460 メートルの点					
きす、かに、このしろ、いしもち一枚網漁業	1	同上	同上	3月1日から12月31日まで	同上	同上	同上	令和4年12月22日から令和9年12月21日まで



**作業区域
点の位置**

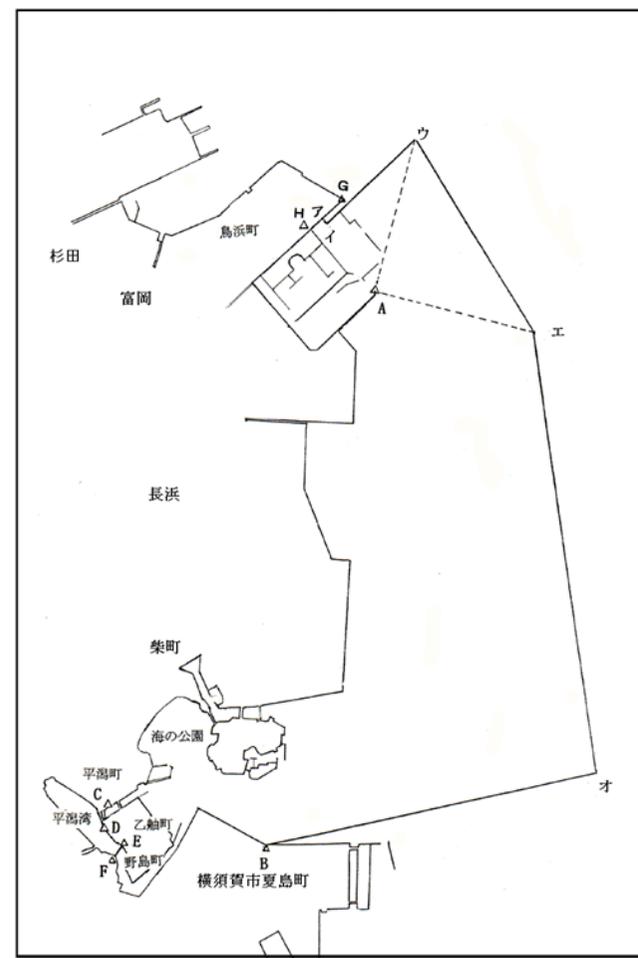
- A 東扇島東北東端
- B 川崎航路南防波堤突端
- C Bから扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から1400mの所
- D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上でEから3600mの所
- E 浮島換気塔頂上
- F AからEを見通した線上で浮島との交点
- G 直線BCと、川崎航路第1号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点
- H 川崎航路第1号灯浮標から同第2号灯浮標を見通した線上で、同第2号灯浮標から850mの所

区域 上記BC、CD、DE及びFAの4直線並びに陸岸によって囲まれた区域

作業期間 1月1日から12月31日まで
ただし、作業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで

アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点の位置
- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
 - B 横須賀市夏島町1番地護岸角
 - C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端
 - D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
 - E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
 - F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
 - G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
 - H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端
- 点の位置
- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
 - イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点
 - ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点
 - エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
 - オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点



かます一枚網漁業	3	同上	次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、伊勢山崎突端から3kmの点を通る線 エ 横須賀市鴨居4丁目にある北緯35度15分36.1秒東経139度44分21.6秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線 オ 共第1号共同漁業権の沖合線	6月1日から12月31日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者	1 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3cm以上 (2)網丈 6m以下 (3)網1反の長さ 120m以下 (4)1統の網の使用反数 16反以下 2 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	同上	令和5年1月6日から令和8年5月21日まで
同上	3	同上	同上	同上	横須賀市走水、大津に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

操業区域

次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線

ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、伊勢山崎突端から 3km の点を通る線

エ 横須賀市鴨居 4 丁目にある北緯 35 度 15 分 36.1 秒東経 139 度 44 分 21.6 秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線

オ 共第 1 号共同漁業権の沖合線

